

総社市労働福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第29号

総社市労働福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

総社市労働福祉会館条例施行規則（平成17年総社市規則第129号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、総社市労働福祉会館条例（平成17年総社市条例第187号。以下「条例」という。）<u>第10条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、総社市労働福祉会館条例（平成17年総社市条例第187号。以下「条例」という。）<u>第11条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。